

令和6年度 第3回結城市子ども・子育て会議 議事録

日時 令和6年12月25日（水）

午後2時から

場所 結城市役所1階多目的スペース

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）結城市こども計画（第3期結城市子ども・子育て支援事業計画）について

事務局より、資料に基づき説明が行われた。委員からの質問・意見等は以下の通り。

宮田委員 P30にあるこども家庭センターの開設について、どの部署がどこに設置し、どのような連携ができるのか。

事務局 令和7年4月開設に向け、現在準備を進めているものの、現段階では関係機関との調整を行っているところである。具体的な内容が決まり次第、ご報告させていただきたい。

稲葉会長 なるべく早く、実現に向けてお願いします。

宮田委員 P73の推計児童数について、コロナ禍前後で50人くらい減少し、年々入所人数は減っているが、幼稚園と比べると保育園の利用者数・希望者数はそこまで減っておらず、長時間保育の利用希望が多くなっている。令和11年度を見ると、このままだと0歳児は減っていくものの、1歳児はそこまで増えないと思うので、この数字のように上手くいくものなのか。令和元年から令和6年にかけて出生数が70人減っているということは、70人定員の保育園が1園減っているようなものなので、死活問題であり、保育園としては配置基準通りの保育士では雇えないので厳しいと思う。この推移はどのように出しているのか。

事務局 推計児童数については、本市の過去の人口動態や実績人口の推移を基に算出したものである。あくまで推計であり、計画を進めていく中で、定期的に内容の検証を行い、実態と齟齬がみられるようであれば適宜修正、見直しをかけ進めていきたいと考えている。

宮田委員 P85の⑭・⑮の新事業は大変ありがたいと思っている。⑮親子関係形成支援事業については、後ろ髪を引かれながら預けている保護者もいれば、平日と土曜日も含めて長時間保育を利用している保護者もいる。親子関係の形成において、親と保育士のどちらが保護者なのかわからないというような家庭もあり、そのような保護者に対してのペアレントトレーニングは必要だと思う。事業に参加したり、興味がある方、ハンドブックを見ている家庭はちゃんとしている家庭で、市役所や施設、事業所がサービスを出しても、来てい

ただけるのはしっかりしている保護者である。半数は全然気にしていない家庭、保育園に入るまでどのように過ごしていたのか、という家庭が多いので、そのような家庭に対してのどうアプローチしていくか、ハードルを下げた方がよいのか、保育園を介せば保護者への声かけは可能なので、事業計画を実施する際にそのような文言を入れてもよいと思う。

事務局 ご指摘のような取り組みは健康増進課で実施している。地区担当保健師を配置し、担当保健師が電話で相談を受けたり、サービス利用につなぐ等の取り組みを行っている。国の事業として、母子手帳の配布時に保健師が面談を実施したら5万円を給付する、という事業を行っている。出産後4ヶ月の間にも、地区担当保健師が面談をすることになっており、その際にも5万円の給付を行っている。全国的な取り組みではあるが、結城市では地区割りの保健師を配置している流れであり、現在体制を構築中ではあるが、計画の中に位置づけたいと思う。

稲葉会長
事務局 担当保健師は何名で、どのように地区をわけているのか。
少なくとも小学校区でわけており、健康増進課にいる保健師だけで対応している。人数は10人弱、新人からベテランまで様々ではあるが、それぞれが地域に入り支援をしている。ご指摘の通り意識が高い方はつながりやすいが、どこにもつながらない方をどうするか、国も課題としているのが現状である。

稲葉会長 保健師の人数の確約をしなければならない。保健師よりも、子育て支援センターのスタッフの方が相談しやすい、という話も聞いている。子育て支援センターのスタッフも仲間に入れて訓練できれば、人数を確保できると思う。

瀧田委員 P86の⑩乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、既に実験的に実施している市町村があると聞いているが、具体的な利用可能時間と、P82にある⑩一時預かり事業との差別化について教えていただきたい。

事務局 ⑩乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、全てのこどもの育ちを応援して、全ての子育て家庭に対して多様な働き方や、ライフスタイルに関わらず支援を強化するための取り組みである。想定される利用可能時間は月10時間で、就労要件を問わず預かれる事業となっており、制度化されるのは令和8年度からである。⑩一時預かり事業と大きな違いは無いが、預かり要件や利用可能時間に差がある。

瀧田委員 保育士の人材不足や空きスペースの問題など、新規事業が始まってでも対応できないことも考えられる。幼稚園で定員割れをしていますが、保育士を集められないという事情もある。共働き世帯の増加で、1号認定がここ10年間で半減している。こども誰でも通園制度も地域のニーズを見ながら実施していただきたい。

宮田委員 結城市では、1年間で24時間分の一時預かりのチケットとして、ママパパ子育てホッと券を支給しているが、隣の筑西市ではまだこのような制度は実施していない。この制度があるなら、こども誰でも通園制度は必要ないの

ではないか。結局同じ内容だと感じている。こども誰でも通園制度は全ての園で実施可能というわけではない。今の一時預かりは、保育所が市役所に申請を出し、市役所が保育の認定をして保育所に入園するという流れだが、一時預かりは完全に事業所と保護者との契約になるので、こども誰でも通園制度も同様の流れになるのか、市役所が振り分けるのか。

事務局 市で受付をして調整を行う流れである。今のところはモデル的な実施のため、一時預かりのように補助金が出ているが、令和8年度からは、施設型給付費の一部で運営費として支払われる予定である。

稲葉会長 未就園児が対象だと思うが、今現在結城市には何名いるのか。一番使いやすいものを市民は使うようになると思う。

事務局 確認して後程お示しする。

白石委員 先日、常総市の関係者から病児保育施設を開設したいということで視察があった。病児・病後児保育については、今後もニーズはあると思う。P79の④乳児家庭全戸訪問事業については、問題がありそうな場合にその後のフォローがきちんとできているかが心配である。良い制度だと思うが、訪問は1回だけで終わりでよいかどうか。

事務局 乳児家庭全戸訪問事業は、生後4ヶ月までのお子さんの家庭に対して、保健師もしくは助産師が訪問をする事業であり、98%の家庭で実施しているのでフォローはできていると自負している。問題がある方は要支援妊婦として把握し、母子手帳の交付時に、誰も相談する人がいない等、家庭状況や悩みを妊娠中から把握し、頻繁に支援を行っている。訪問で改めて問題があった場合は、⑤産後ケア事業や⑥養育支援訪問事業につなぎ、切れ目のない支援に努めている。

(2) 特定教育・保育施設の利用定員について

事務局より、資料に基づき説明が行われた。委員からの質問・意見等は特になし。

・次回 3月予定

4 閉会

以上